

合理的な費用を考慮した価格形成について (米WG)

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2025年4月15日
新事業・食品産業部

目次

- 1 法案におけるコスト指標の位置づけ 2
- 2 法案に基づくコスト指標について..... 10
- 3 ご議論いただきたいこと..... 18

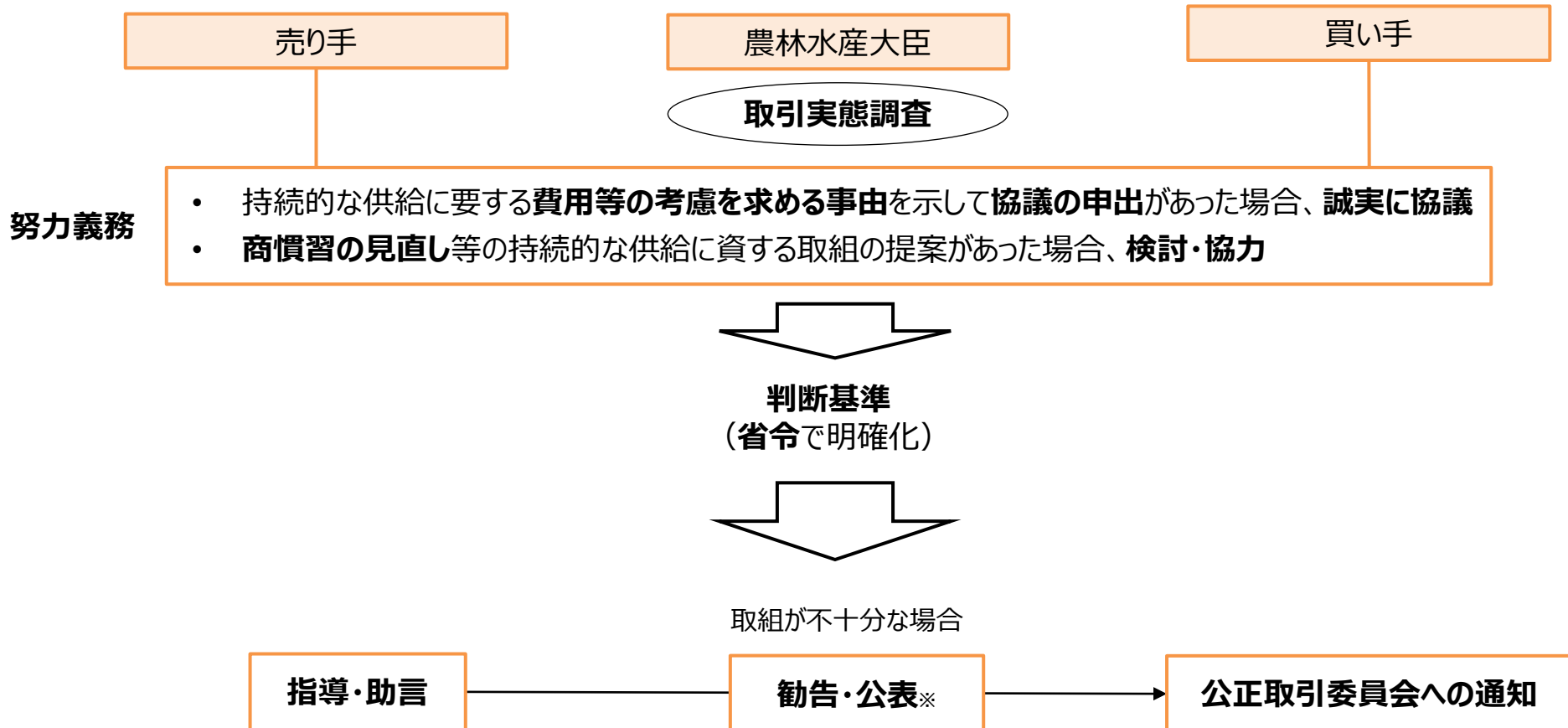
1 法案におけるコスト指標の位置づけ



規制措置（全体像）

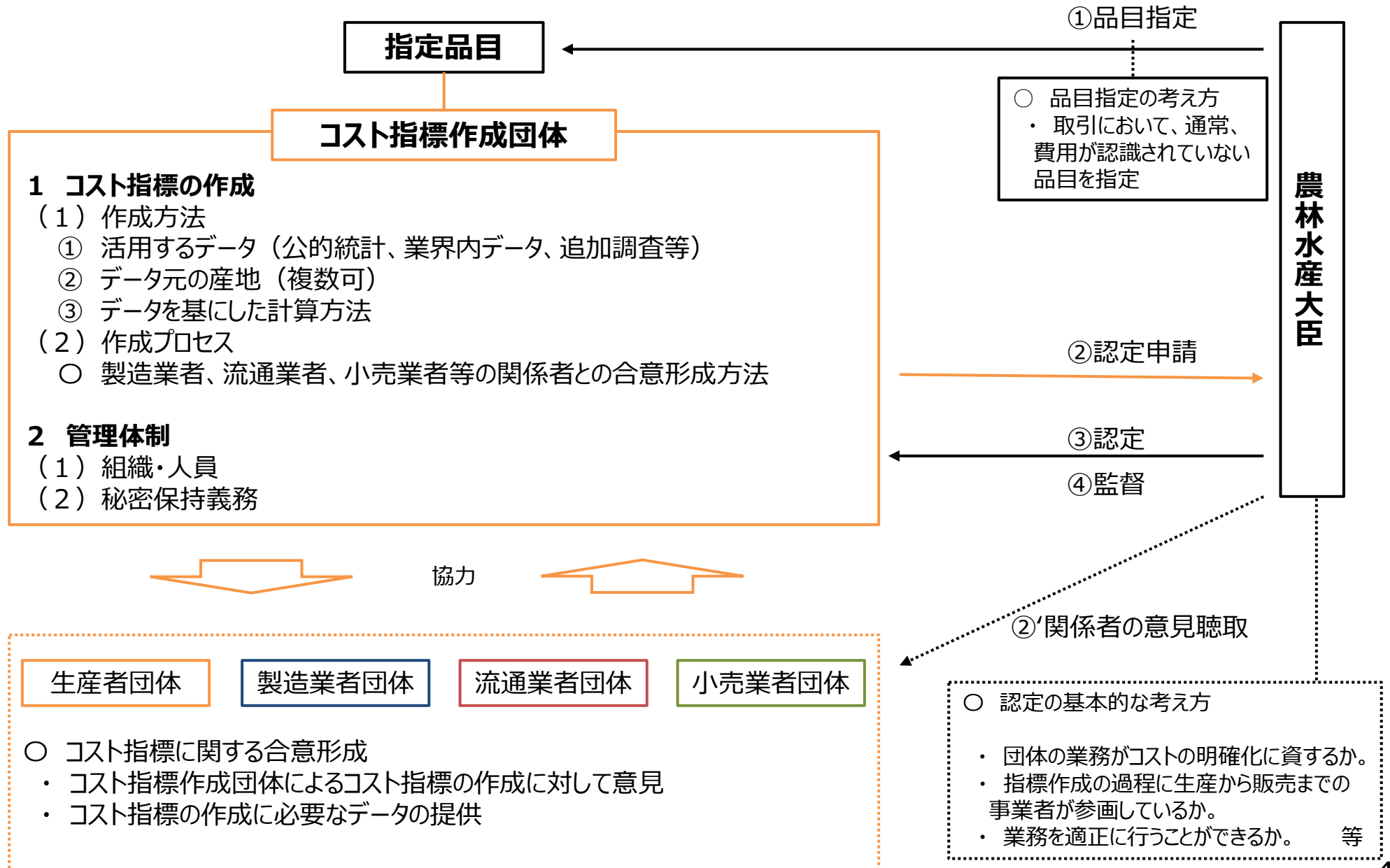
- 最終的な取引条件は**当事者間で決定**という自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の「**努力義務**」を明確化。
 - ① 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
 - ② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**
- 農林水産大臣が、努力義務に対応した「**行動規範**」（**判断基準**）を省令で明確化。取組が不十分な場合等は、**指導・勧告**等。

【新たな仕組み】 需給や品質を基本としつつ、**合理的な費用を「考慮」** ～規制措置の導入～



※ 勧告に必要な限度において、報告徴収・立入検査（罰則あり）を実施。 3

品目の指定／コスト指標の作成





飲食料品事業者等の努力義務に係る規定（第36条）

- ✓「取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。」
- ✓「取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行うこと。」

飲食料品事業者等の判断基準に係る規定（第37条）

- ✓「農林水産大臣は、基本方針に基づき、農林水産省令で、前条各号に掲げる措置に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。」
- ✓「基本方針に基づき、前項に規定する判断の基準となるべき事項は、飲食料品等の品質、その生産、製造、加工、流通又は販売の各段階での取扱いの状況、その取引の実態その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。」



コスト指標に係る規定（第42条第1項第1号）

- ✓「指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標」

コスト指標作成団体に係る規定（第42条第1項・第4項、第50条）

- ✓ 農林水産大臣は、（略）指定飲食料品等ごとに、（略）その申請により、次に掲げる業務（※指標作成等業務）を行う者として認定することができる。
- ✓「指標の作成に当たっては、（略）生産、製造、加工、流通又は販売の各段階のうち農林水産省令で定める2以上の段階について各段階を代表すると認められる者を参画」
- ✓「認定指標作成等団体の役員若しくは職員又はこれらの職員にあった者は、第42条第1項第1号に掲げる業務に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」

第7回協議会（R7.3.21）での主な意見（抜粋）

- **労務費指針（※）に掲げられている採るべき行動/求められる行動等を始めとする既存の取組**に関し、構成員の皆様の業界や会員企業における**実際の運用状況や社内体制等**について、ご教示いただきたい。

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房・公正取引委員会）



<主な発言>

- **労務費指針の内容は**、大半の関係者・各業界において既に取り組んでいることであり、**努力義務として対応は十分に可能ではないか。**（生産）
- 労務費指針について対応可能か疑問だったが、**官民挙げて取組に対する意識が醸成されてきた。**（製造）
- **定期的な協議の実施、説明は公表資料を使うこと等**が考えられる。（製造）
- **労務費指針にある発注者としての行動は十分に取り組んでいる。**（小売）
- **協議のテーブルにつくというのは最も重要なこと。**（小売）
- **原材料費の急激な変動の際に交渉できるようにしてほしい。**（小売）

(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針**を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用すること考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

2 法案に基づくコスト指標について



米（北海道・東北産その1）のコスト調査結果



【調査の概要】

北海道・東北の産地で令和4年産として生産・集荷され、米卸を経由して、都内のスーパーで小売販売されるケースを事例的に調査。

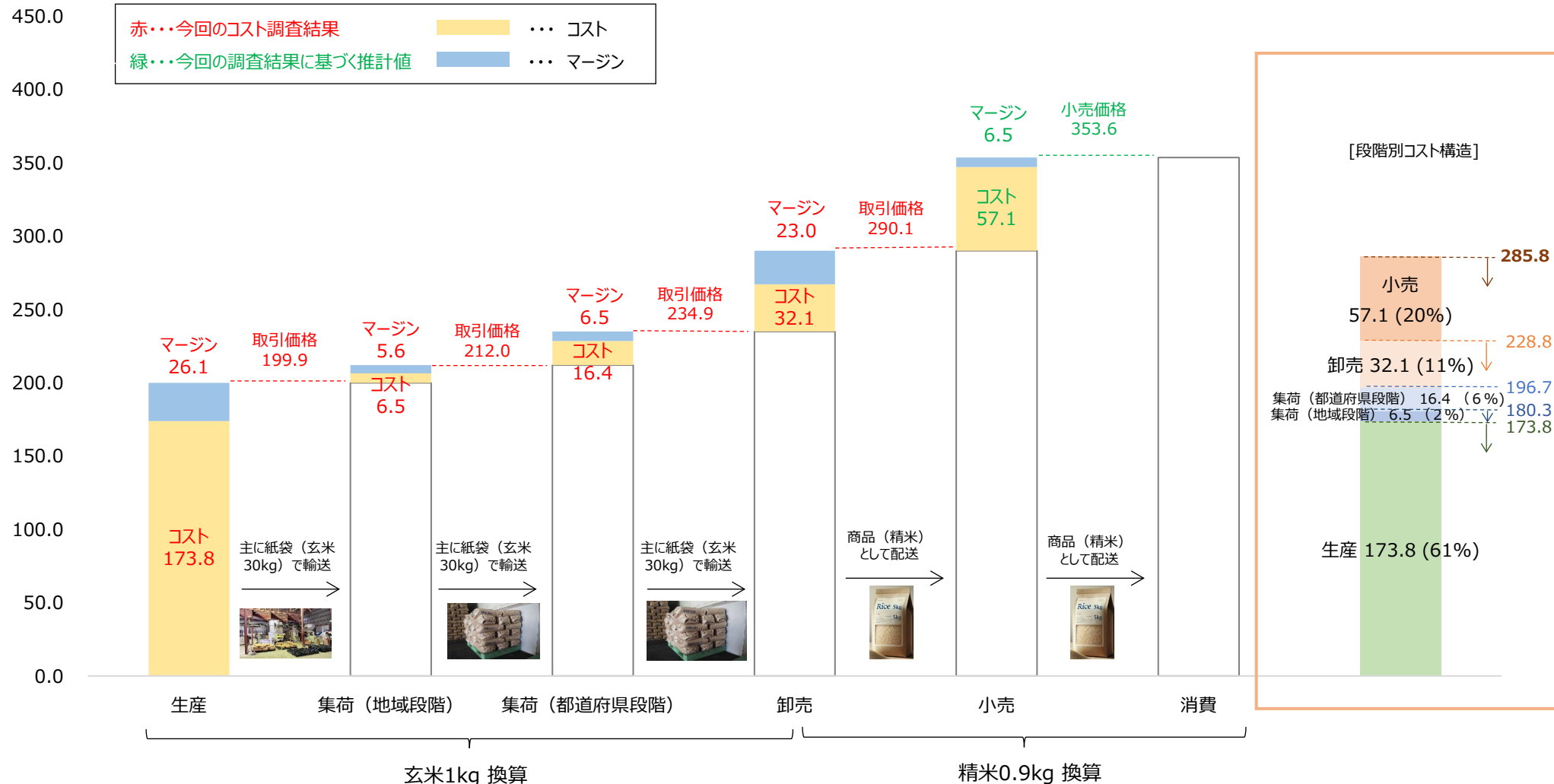
(円/玄米1kg)

赤・・・今回のコスト調査結果

・・・コスト

緑・・・今回の調査結果に基づく推計値

・・・マージン



注1：各段階のコストの数値は、「令和5年度適正取引推進に向けた調査（コスト等に関する調査）」（農林水産省委託事業）を基に作成。当該調査では、首都圏向けに流通するもののコスト構造を事例的に調査。

注2：生産段階は令和4年産米の生産費統計の北海道・東北管内の生産費のうち費用合計、支払利子、支払地代から算出。集荷（地域段階）は北海道・東北管内のJA、集荷（都道府県段階）は系統都道府県組織を対象としたアンケート調査、卸売段階は首都圏を商圏とする複数の米卸を対象としたアンケート調査、小売のコストとマージンは都内を商圏とする小売事業者を対象としたアンケート調査結果を基にした。

注3：四捨五入の関係で、合計しても合わないことがある。

米のコスト構造の各段階内訳（北海道・東北産その１）



【調査の概要】

北海道・東北の産地で令和４年産として生産・集荷され、米卸を経由して、都内のスーパーで小売販売されるケースを事例的に調査。

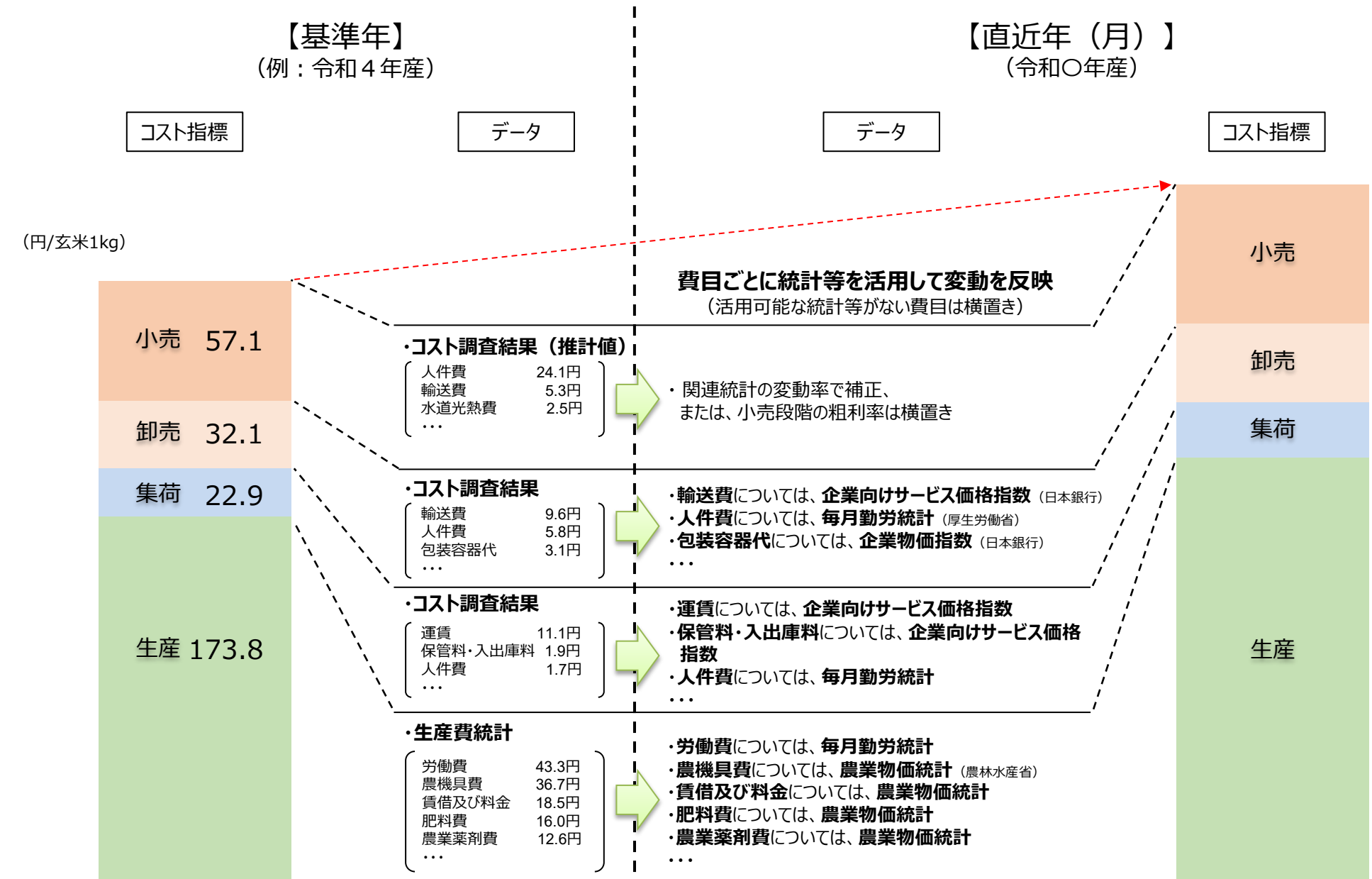
【留意事項】

- 売り手（販売価格）と買い手（仕入価格）で当該産地・銘柄の回答結果（取引価格）が異なる場合、両者の平均値を取引価格とする等の補正を行っている。
- コスト・マージン、取引価格については、基本的には令和４年産米の仕入・販売価格及び当該取扱に伴い生じるコストを調査・集計しているが、卸売段階と小売段階のコスト・マージンについては令和５年度を対象に調査した結果である。また、米卸は同一年度に複数産地・複数年産の米を取り扱う（当該卸が取り扱う米（全年産・産地・銘柄）のコストは一律に同値と仮定している）等の仮定を置いて算出しており、コスト・マージンを各年産・産地・銘柄・用途毎に正確に割り当てているものではない。
- そのため、用途や性質等による価格戦略の違い（小売用NB、小売用PB、業務用等）を考慮せず、一律に販売価格、コストを算出していることや、実際の取引においては、売り手から買い手に対して、販売促進費や各種協賛金等を別途支払っている場合もあるが、今回の調査ではそれらを把握できていない等に留意が必要。

（単位）円/玄米 1 kg

生産段階		集荷（地域段階）		集荷（都道府県段階）		卸売		小売	
物財費	125.7	保管料・入在庫料	1.9	保管料・入在庫料	0.0	製造原価	12.4	輸送費	6.1
うち種苗費	2.9	運賃	0.0	運賃	11.1	うち構持運賃	0.5	人件費	27.4
肥料費	16.0	集約保管等経費	0.2	集約保管等経費	1.5	原料保管料	0.4	水道光熱費	2.8
農業薬剤費	12.6	安心安全等検査費用	0.1	安心安全等検査費用	0.0	包装容器代	3.1	その他経費	20.8
光熱動力費	9.8	その他、流通保管に係る経費	0.2	その他、流通保管に係る経費	1.0	地代家賃・賃借料	0.5		
その他の諸材料費	7.0	集荷・販売等に係る経費	0.8	集荷・販売等に係る経費	0.0	水道光熱費	1.6		
土地改良及び水利費	9.3	農産物検査手数料	1.0	農産物検査手数料	0.0	その他、製造原価	6.3		
賃借料及び料金	18.5	集荷・販売にかかるその他経費	0.0	集荷・販売にかかるその他経費	-0.5	販売費および一般管理費	19.7		
物件税及び公課諸負担	3.6	米穀事業に関する部署・施設におけるコスト	2.4	米穀事業に関する部署・施設における事務費	3.3	うち輸送費	9.6		
建物費	4.8	うち水道光熱費	0.5			商品保管料	0.5		
自動車費	3.6	減価償却費	0.1			人件費	5.8		
農機具費	36.7	修繕費	0.1			減価償却費	1.0		
生産管理費	0.9	人件費	1.7			その他、販売管理費	2.9		
労働費	43.3								
支払利子	0.7								
支払地代	4.1								
合計	173.8	合計	6.5	合計	16.4	合計	32.1	合計	57.1

米におけるコスト指標のイメージ



(注) 上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。



取引における活用イメージ（生産～製造間・製造～小売間）

①コストの変動の説明にあたり活用

例) コスト指標で原材料価格が、全体として
+ 25%の変動を示していた場合



売り手

(自らの原材料価格○円) × 1.25 = △円
この数値を価格交渉に活用

②交渉開始のトリガーとして活用



売り手

コスト指標が大きく変動した
ので、価格交渉に応じてもら
えませんか？



買い手

分かりました。

コストデータの収集上の課題と、今回実施したコスト調査での対応（米）



コストデータの収集上の課題	R 6 年度に国が実施したコスト調査での対応
農産物の生産コストは、産地・銘柄や経営規模によって相当異なる。	○ 米は産地・銘柄毎に流通する実態を踏まえ、7つの産地・銘柄（都道府県単位）について、産地毎に結果を取りまとめ（産地間のコスト差は反映されている）。 ○ 併せて、7産地平均を「全国平均」として集計。 （なお、生産費統計では、作付面積規模階層別に標本配分するとともに、加重平均により生産費（平均）が算出されており、経営規模による構造の違いは考慮されている。）
産地及び最終仕向地によって輸送費が変動する。	○ 最もモデル的な流通ルートとして、都内のスーパーで小売販売される流通経路（生産→集出荷→卸売→小売）を前提に調査。
特に流通（小売）段階以降では、品目ごとのコスト管理が行われていない。	○ 品目毎にコスト管理を行っていない場合、カテゴリ別（例：青果、チルド）の粗利や決算書に基づく全社等の利益率から、品目ごとのコスト・マージンを推計。
政府統計（生産費統計等）は、公表までに一定の時間が発生。	○ 生産段階は、R 4 年産米の生産費統計の値を採用。 （集荷段階は、R 4 年産米に係る取引価格とコストをアンケート調査。 米卸段階は、R 4 年産米に係る取引価格とR 5 事業年度のコストをアンケート調査。）
産地や個社のコストデータは企業秘密であり、収集や集計に当たって一定の配慮が必要。コスト（や取引価格）を正確に把握することは困難。	○ データの秘匿性に配慮し、個別の産地・企業のデータがそのまま公表されることがないよう、都道府県段階の集荷を除き、基本的に複数のJAや企業のデータを収集。 ● 取引価格については、収集したデータを基本としつつ、取引当事者の意見を踏まえた上で水準を決定。 ● 状況に応じて平均値を採用する等、取引価格にあわせてマージン等の水準を調整する、などで対応。 （販促費や協賛金等による実質的な値引きが行われることがある、取引対象・用途によって経費（販促費等）は異なってくる、など。）

米のコスト調査の仕様



	生産	集荷 (地域段階)	集荷 (都道府県段階)	卸売	小売
調査対象	農産物生産費統計	2 JA 〔 調査対象の 1 都道府県当たり 〕	1 県連/県本部 〔 調査対象の 1 都道府県当たり 〕	6 社	5 社
調査方法	公表資料	JAに対する アンケート調査	県連／県本部に対する アンケート調査	米卸事業者に対する アンケート調査	小売事業者に対する アンケート調査 IR情報探索
具体的 内容	- 令和4年米の生産費統計（個別経営体）の米生産費（60kg当たり）を基に玄米1kg当たりの生産費を算出。 - 生産費統計表にある、費用合計、支払利子及び支払地代の合計値（自己資本利子及び自作地地代を除く）を生産費とした。	- 調査票は、「食品流通段階別価格形成調査」（統計部）の調査票を参考に作成。 - 各JAの回答を加重平均し、集荷コストを算出。	調査票は、「食品流通段階別価格形成調査」（統計部）の調査票を参考に作成。	- 調査票は、関係団体の意見をいただきながら作成。 - 関係団体の協力の下、（首都圏を商圏とする）大手米卸事業者に調査票を配布。 - 取引価格は令和4年産米を対象とし、卸売コストは令和5事業年度を対象とした。 - とう精に伴う歩留まりを踏まえ、玄米1kgを集荷して、精米0.9kgを製造・販売するコストを算出。 - 各社の回答を加重平均し、卸コストを算出。	（首都圏を商圏とする）小売事業者3社にアンケート調査を行い、事業年度単位の米の粗利率を調査。仕入価格に粗利率を乗じて粗利益を算出。 - コストの内訳及びマージンについては、アンケート調査及びIR資料から入手した情報から算出。
		- JAから回答のあった“県連/県本部への出荷金額”と、県連/県本部から回答のあった“JAへの支払金額”が不整合の場合、JAと県連/県本部の取引価格等を補正。 - 上記の実態は、県連/県本部と卸売の取引においても同様。			※ コストの内訳については、対象品目（米）に特化した形でコストを算出できないため、品目共通のもの。

(参考) 米のコストの把握に活用可能なデータの例



	調査名等	把握可能なデータ	備考
生産	農林水産省 「農産物生産費統計」	✓ 物財費（農機具費、農業薬剤費、肥料費、光熱動力費等）、労働費（家族労働費・雇用労働費）、利子・地代（自己分・支払分） ✓ 実数 / 全国、ブロック単位、都道府県別	✓ 通常、前年産の結果が翌年秋ごろに公表される。（令和5年産米の生産費が令和6年10月30日に公表）
	農林水産省 「農業物価統計」	✓ 物財費（農機具、農業薬剤、肥料、光熱動力等） ✓ 指数 / 全国	✓ 翌月末には調査結果が公表される。 ✓ 労働費・人件費に関する指数はない（他省の統計データを代わりに使う必要）
	農林水産省 「営農類型別経営統計」	✓ 農業経営費（減価償却費、荷造運搬手数料、肥料費等、農薬衛生費等）、雇人費、地代・賃借料 ✓ 実数 / 全国、ブロック単位	✓ 青色申告書を基に調査票を回答するため、米に限定した内容とはならない。 ✓ 通常、前年分の結果が翌年末に公表される。（令和5年分が令和6年12月24日に公表）
卸売	米穀機構 「米穀卸売業者の経営指標」 ※非公表	✓ 売上総利益、販売費・一般管理費、営業利益、経常利益 ✓ 実数 / 規模別、米扱率別	✓ 作成年度と調査年度にずれがある。 ✓ 非公表資料である。
	精米工業会 「大型精米工場の実態調査結果」	✓ とう精経費（工場経費、人件費、事務費、事業）、包装代、副産物収入 ✓ 実数 / 全国	✓ 作成年度と調査年度にずれがある。
小売	経済構造実態調査 （総務省・経済産業省）	✓ 商品売上減価、給与総額、賃借料、広告宣伝費、水道光熱費、荷造運搬費、販売手数料・販売奨励金等 ✓ 費用の内訳（百分率） / 全国	✓ 飲食料品小売業における全体の売上金額、費用総額、費用の内訳等が集計・公表されている。
	スーパーマーケット3協会（日本、オール日本、全国） 「スーパーマーケット年次統計調査」	✓ 目標とする利益率（青果・水産・畜産・惣菜・日配品・一般食品の別）、売上高総利益率、売上高営業利益率等	✓ スーパーマーケットにおける商品全般での数値が集計・公表されている。

3 ご議論いただきたいこと



ご議論いただきたいこと

＜前提 1＞

- ✓ 本法案において導入される規制的措置（努力義務等）は、**最終的な取引条件（取引価格等）は当事者間で決定**する自由主義の前提を維持するもの。
- ✓ したがって、例えば、コスト指標から機械的に算定される価格をもって直ちに当事者間の取引価格とするよう指導するといった運用は想定していない。
- ✓ 本法案においては、「**費用等の考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に協議に応ずるよう努めなければならない**」こととされているが、本法案において導入される**コスト指標は、こうした協議の申出の際に活用**されることを想定。
- ✓ なお、労務費指針では、受注者が労務費上昇の理由説明や根拠資料に公表資料を用いる場合、発注者はこれを合理的な根拠があるものとして尊重することとされている。コスト指標も、こうした公表資料の 1 つとして考えられるのではないか。

＜前提 2＞

- ✓ コスト指標の**作成主体は、国が認定したコスト指標作成団体**であるが、当該団体の役職員には、業務上知り得た秘密に対する秘密保持義務（罰則付き）が課される。
- ✓ コスト指標は、公的統計やその他の公表資料（国のコスト調査を含む。）の活用、必要に応じ事業者からの聞き取り、さらには一定の推計などを行って作成することとなるが、限られたリソースの中で**実施可能な調査手法を選択していく必要**。



米のコスト指標について、公表資料を活用したり、R6 年度に国が実施した**コスト調査**（委託事業により実施）**と同様の実施手法で作成**とした場合、どのような課題・留意点があるか（構成員として作成に協力可能か、作成主体にデータ提供は可能か）、ご意見いただきたい。